

特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度説明会

— 制度の強化内容 —

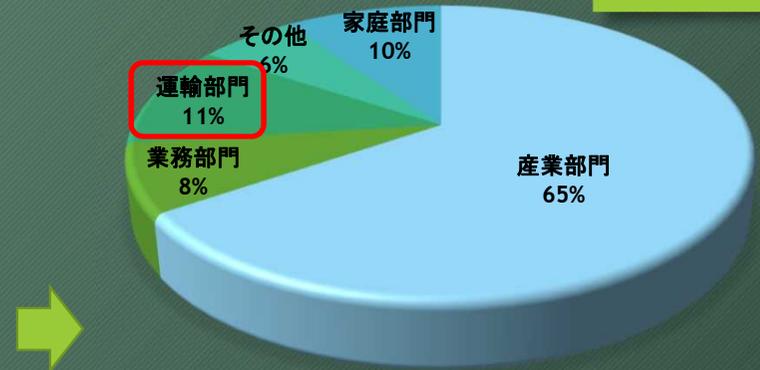
# 背景

兵庫県は2020年9月に、**2050年カーボンニュートラル**を宣言  
 ⇒ 兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定(2021年3月)

政府は2030年度に2013年度比で46%削減を表明  
 ⇒ 政府の表明等を踏まえ、兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定し、**2030年度の削減目標を強化**(2022年3月)

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を  
 ゴールとし、県民・事業者・団体・行政等が  
 一体となり、2030年度は、  
**48%削減(2013年度比)**  
 の達成を目指す。

※ 2030年度の電力排出係数:国計画の想定値  
 (0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を採用



エネルギー起源から排出される温室効果ガスは  
 産業部門・業務部門で約73%  
 運輸部門で約10%

部門	2013年度 【基準】	2018年度 【実績値(速報値)】		2030年度 【削減目標】			
	排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	2013 年度比	排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	2013 年度比	排出量 構成比	
エネルギー起源 二酸化炭素	産業部門*1	47,952	41,393	▲13.7%	29,144	▲39.2%	71.8%
	業務部門	6,815	4,817	▲29.3%	2,121	▲68.9%	5.2%
	家庭部門	8,364	6,144	▲26.5%	3,273	▲60.9%	8.1%
	運輸部門	8,128	7,054	▲13.2%	4,267	▲47.5%	10.5%
その他*2	3,923	3,812	▲2.8%	1,766	▲55.0%	4.4%	
計(A)	75,182	63,220	▲15.9%	40,571	▲46.0%	100%	
吸収源による吸収量(B)	-	-	-	▲1,260	▲1.7%	-	
吸収量含む計(A+B)	75,182	63,220	▲15.9%	39,311	▲48%	-	

※1 エネルギー転換部門を含む。

※2 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

環境の保全と創造に関する条例で規定する  
**【温室効果ガス排出抑制計画・措置結果報告制度】**  
 を強化

## 制度の概要

- ・ 特定規模排出事業者は、事業活動に伴う特定物質の排出状況、排出の抑制にかかる目標、その達成のために講ずる措置等の計画を作成し、提出しなければならない。※

### ➡ 特定物質排出抑制計画

基準年度・目標年度等必要な規定の見直し

- ・ 特定規模排出事業者は、計画に基づき、特定物質の排出抑制に努めなければならない。また、計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。※

### ➡ 特定物質排出抑制措置結果報告

公表対象事業者の強化※自動車運送事業者の要件は変更なし

- ・ 知事は、特定物質排出抑制計画等の概要を公表するものとする。

### ➡ 特定物質排出抑制計画・措置結果報告の概要の公表

公表内容の強化

※自動車運送事業者は変更なし

## 特定物質

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(NO<sub>2</sub>)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)

## 特定規模排出事業者

- ・ 特定物質を相当程度多量に排出する工場・事業所を設置、管理している者
- ・ 特定物質を相当程度多量に排出する自動車運送事業者

### ➡ 条例施行規則で規定

制度対象工場等の強化 ※自動車運送事業者の要件は変更なし

※ 知事は特定規模排出事業者が計画書の提出や報告をしなかった場合は、当該事業者に対し、提出等を勧告することができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

## 制度の概要

### 特定物質を相当程度多量に排出する自動車運送事業者

前年度の末日において、本県の区域内に使用の本拠がある自動車運送事業の用に供する自動車の総数が以下の基準を超える自動車運送事業者

	区分	台数
ア	①貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に使用する自動車 ②貨物自動車運送事業法に基づく特定貨物自動車運送事業に使用する自動車	100台以上
イ	道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業(ウを除く)に使用する自動車	100台以上
ウ	道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に使用する自動車	175台以上

### 自動車運送事業者の区分

#### ア① 一般貨物自動車運送事業者

他人の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業

#### ア② 特定貨物自動車運送事業者

特定の者の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業

#### イ 一般旅客自動車運送自動(ウを除く)

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業・・・定期バス等
- ・ 一般貸切旅客自動車運送事業・・・観光バス等

#### ウ 一般乗用旅客自動車運送事業

- ・ タクシー、ハイヤー等

## 制度改正内容：基準年度・目標年度等必要な規定の見直し

目標年度(2020年度)の到来及び兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しに合わせ、特定物質排出抑制計画等を作成するために必要な事項等を定める【指針】を改正(2021.3)

### 改正方針

2050年カーボンニュートラルを見据えた温室効果ガス対策強化への対応

省エネ対策など自主取組の推進

再生可能エネルギーの導入・利用促進など脱炭素経営に向けた取り組みの推進

### 改正内容

- 総排出量による目標設定  
(基準年度2013年度、目標年度2030年度)
- 排出量の算定方法変更(電力の排出係数を固定から変動)
- 脱炭素社会実現のための長期的な方針について記載
- 排出抑制措置区分の追加
  - ・ 再生可能エネルギーの利用
  - ・ 脱炭素社会実現に向けた取組の追加
- 排出抑制措置区分の追加、詳細化
  - ・ 省エネ診断の受診及び対策の検討実施等
- 再エネ設備導入状況と再エネ由来エネルギー利用量等の報告
- 気候変動対策に取り組むイニシアティブ等への参画状況の公表

# 制度改正内容: R3年度改正内容

※自動車運送事業者の要件については変更なし

条例・要綱対象事業所 エネルギー使用量(原油換算)		排出抑制計画 作成・提出	措置結果 報告	公表
条例	強化 1,500kL/年以上	義務	義務	事業者ごと + 事業所ごと※1
	強化 ※2 500kL/年以上	義務	義務	事業者ごと
	強化 ※2 500kL/年未満	義務	義務	
要綱	※2 500kL/年未満	任意	任意	

※1 報告書のみ

※2 大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)設置工場等

- ① エネルギー使用量が 500kL/年未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下同じ。)を設置している事業所を条例対象に追加
- ② エネルギー使用量が 500kL/年以上 1,500kL/年未満で大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置している事業所を設置し、又は管理している者を公表対象に追加
- ③ エネルギー使用量 1,500kL/年以上の事業所等は事業者単位に加えて、事業所ごとの内訳を公表

## 制度改正内容：制度対象工場等の強化

※自動車運送事業者の要件については変更なし

改正前

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

条例対象

要綱対象



条例施行規則の改正(R3.7)

改正後

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が**1,500kL未満**であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

条例対象

義務対象を拡充することで、自主的な排出抑制にかかる取組を促進する

### 【エネルギー使用量】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーについて、関係省令に規定する算出方法により、原油の数量に換算して量を合算した量

### 【大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設】

大気汚染防止法第2条第2項に規定する、一定規模以上のボイラーや溶解炉、乾燥炉などの施設。ただし本制度では専ら非常時において用いられるものを除く。

## 制度改正内容: 公表対象事業者の強化

※自動車運送事業者の要件については変更なし

改正前

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

公表対象  
公表対象外



条例施行規則の改正(R3.7)

改正後

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

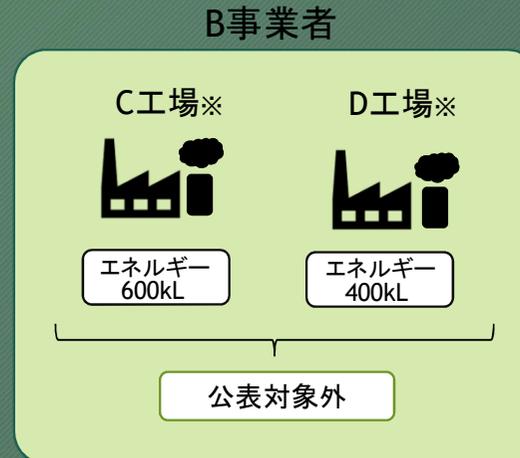
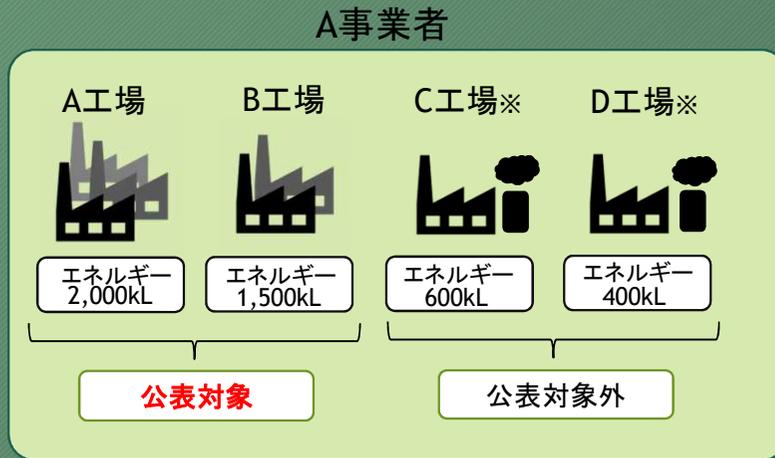
公表対象  
公表対象外

公表対象事業者を拡充することで、①県民の目を意識、②投資家の呼び込み

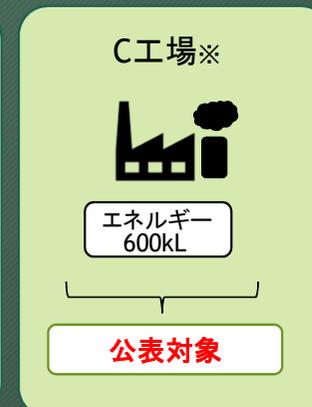
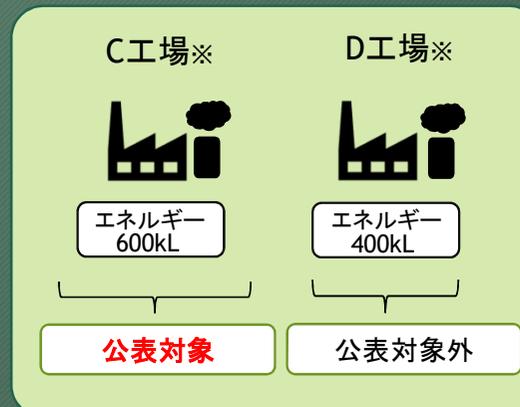
# 制度改正内容: 公表対象事業者の強化

※自動車運送事業者の要件については変更なし

改正前



改正後



※ 大気汚染防止法のばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置する工場等  
 なお、大気汚染防止法のばい煙発生施設のうち、ボイラーは令和4年10月から規模要件が変更となる。

## 制度改正内容：公表内容の強化

※自動車運送事業者の要件については変更なし

改正前

### 公表対象工場等について

- ・ 計画書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出
- ・ 報告書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出

※ 事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとでもよい(事業者ごとに作成できない理由を記載)。

※ 計画書の概要を工場等ごとに作成した場合は、報告書の概要も工場等ごとに作成する。



指針の改正(R4.3)

### 公表対象工場等について

- ・ 計画書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出
- ・ 報告書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出



### 公表対象工場等のうち、以下の工場等について

- ・ 報告書の概要：事業所単位で提出

- ① 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ② ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO2換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等

改正後

温暖化対策推進法改正により、請求なくとも事業所別の排出量を公表  
投資家が企業の排出量の内訳を把握しやすく

# 制度改正内容：公表内容の強化

※自動車運送事業者の要件については変更なし

## A事業者

改正前

A工場 (エネルギー 2,000kL)    B工場 (エネルギー 1,500kL)    C工場※ (エネルギー 600kL)    D工場※ (エネルギー 400kL)

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A+B工場
報告の概要(8号)	事業者	A+B工場

## B事業者

A工場 (エネルギー 2,000kL)    C工場※ (エネルギー 600kL)

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A工場
報告の概要(8号)	事業者	A工場

## C事業者

A工場 (エネルギー 2,000kL)    D工場※ (エネルギー 400kL)

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A工場
報告の概要(8号)	事業者	A工場



改正後

A工場 (エネルギー 2,000kL)    B工場 (エネルギー 1,500kL)    C工場 (エネルギー 600kL)    D工場※ (エネルギー 400kL)

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A+B+C工場
報告の概要(8号)	事業者	A+B+C工場
	事業所	A工場、B工場

A工場 (エネルギー 2,000kL)    C工場※ (エネルギー 600kL)

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A+C工場
報告の概要(8号)	事業者	A+C工場
	事業所	A工場

A工場 (エネルギー 2,000kL)    D工場※ (エネルギー 400kL)

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A工場
報告の概要(8号)	事業者	A工場
	事業所	-

※ 大気汚染防止法のばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置する工場等  
 なお、大気汚染防止法のばい煙発生施設のうち、ボイラーは令和4年10月から規模要件が変更となる。